

令和3年第6回教育委員会定例会

開会年月日 令和3年3月26日（金）

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩  
 同 委 員 坂 口 節 子  
 同 委 員 高 柳 誠  
 同 委 員 中 田 尚 代

欠 席 者 教育委員会 委 員 新 井 良 保

議 題

1 議案

- (1) 議案第23号 練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第24号 練馬区教育委員会請願等処理規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第25号 練馬区教育委員会聴聞および弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則
- (4) 議案第26号 練馬区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則
- (5) 議案第27号 練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則
- (6) 議案第28号 練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則
- (7) 議案第29号 練馬区立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則
- (8) 議案第30号 練馬区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則
- (9) 議案第31号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (10) 議案第32号 練馬区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
 [継続審議]
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書 [継続審議]
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書  
 [継続審議]
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画（素案）の抜本的見直しを求める陳情 [継続審議]
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画（素案）の撤回を求める陳情 [継続審議]

- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて  
〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実  
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (11) 令和3年陳情第1号 学校情報化施策の更なる推進に関する陳情書〔継続審議〕

### 3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

### 4 報告

- (1) 教育長報告
  - ① 令和3年予算特別委員会における質問項目について
  - ② その他
    - i その他

### 5 視察

- (1) 石神井小学校

開 会            午前    9時30分  
閉 会            午前    11時25分

#### 会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	木 村 勝 巳
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	吹 野 浩 一
同 学務課長	清 水 輝 一
同 学校施設課長	牧 山 正 和
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	谷 口 雄 磨
同 学校教育支援センター所長	小 野 弥 生
同 副参事	山 本 浩 司
同 光が丘図書館長	清 水 優 子
こども家庭部長	小 暮 文 夫
こども家庭部子育て支援課長	山 根 由 美 子
同 こども施策企画課長	柳 下 栄
同 保育課長	宮 原 正 量
同 保育計画調整課長	吉 川 圭 一

同	青少年課長	石原清年
同	練馬子ども家庭支援センター所長	今井 薫

教育長

ただいまから、令和3年第6回教育委員会定例会を開催する。

本日は、新井委員が欠席である。よろしく願います。

それでは、案件に沿って進めさせていただきます。

本日の案件は、議案10件、陳情11件、協議1件、教育長報告1件、視察1件である。

(1) 議案第23号 練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

教育長

初めに、議案である。議案第23号 練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について。

それでは、この議案について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

新しい仕事に対応するために若干組織を変更しており、新設したセクションもあるという内容であった。

何かご質問、ご意見あればお寄せいただければと思う。いかがか。

高柳委員

資料の2ページに記載のある教育ICT政策担当係長、教育ICT環境整備係は、ICTの利活用を専門的に担当するというので、いい改編だと思う。教育ICT政策担当係長は教育ICT等の利活用に係る企画、連絡調整に関することを行うとなっているが、これは具体的にどういうことを言っているのか。まだ詳細は決まっていないかもしれないが、現状どんなことを教育ICT等の利活用に係る企画といっているのか、教えていただきたいと思う。

教育施策課長

ICT政策課題の業務について、現時点での考えをご説明させていただく。先般、教育委員会で来年度の教育ICTの取組についてご報告させていただいたとおり、来年度については、ICTの実践事例集の作成、ICT支援員による学校現場での支援体制の強化、加えて研修の強化等も教育指導課と連携しながら行っていく。その取り組みの中で、基本的には配備から利活用に向けた全体調整を行うような係として業務を行っていく。オンラインの活用については、教育振興部全体に関わるような業務が多くなる中で、中心としていろいろな調整をしながら企画立案を進めていくものと考えている。

以上である。

高柳委員

先程、説明にあったオンラインの活用等もこの係の担当業務の中に含まれるということが分かった。ありがとう。

教育長

ほか、いかがか。よろしいか。  
それでは、ここでまとめたいと思う。  
議案第23号については、承認でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第23号については承認とする。

- (2) 議案第24号 練馬区教育委員会請願等処理規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第25号 練馬区教育委員会聴聞および弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則
- (4) 議案第26号 練馬区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則
- (5) 議案第27号 練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則
- (6) 議案第28号 練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則
- (7) 議案第29号 練馬区立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則
- (8) 議案第30号 練馬区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

教育長

次の議案である。議案第24号 練馬区教育委員会請願等処理規則の一部を改正する規則、議案第25号 練馬区教育委員会聴聞および弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則、議案第26号 練馬区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則、議案第27号 練馬区立少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則、議案第28号 練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則、議案第29号 練馬区立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則、議案第30号 練馬区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則、これらの議案については、関連する内容と思われるので、併せて説明をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

国をあげて、押印をなくするという運動があり、教育委員会だけではなく、練馬区役

所全体として押印廃止を行い、それに関わる教育委員会内の様々な押印部分を削除するという規定の整理であった。

何かご意見、ご質問あるか。坂口委員、どうぞ。

坂口委員

突然、押印行政がなくなるというお達しがあつてから、いよいよ私たち区民に関係する部分にも押印廃止が現れてきたという考えを持った。いろいろな申請書には、必ず印というのがある。これまではいろいろな申請の際などに押印について、一々説明しなければならなかったり、印鑑を忘れたためにわざわざうちに戻ったり、あるいは近くで三文判を買いに行ったりとかいった場面があつた。押印をしないで大丈夫であるというかたちが、役所の業務の中にまで届いてきていることが今回この資料で分かった。窓口の事務では、まだ押印行政の感覚をお持ちであるけれども、制度が進んだことだと思う。感想である。

教育長

ほか、いかがか。よろしいか。

それでは、ここでまとめたいと思う。

議案第24号から30号については、承認でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第24号から第30号については承認とする。

- (9) 議案第31号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

教育長

次の議案である。議案第31号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について。

それでは、この議案について説明をお願いする。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

国家公務員、地方公務員全体にわたる内容であつて、教育委員会としては、幼稚園職員の規則を変えなければいけないということで、説明があつた。一般職員も同じである。

何かご質問、ご意見あるか。

高柳委員

これは質問であるが、議案第 31 号については対象が練馬区の教育職員ということであるが、県費職員、都の職員も今年度から同じような扱いとなるのか。

また、この取り扱いは新型コロナウイルス感染対策ということであるから、一時的なものであるのか。

教育指導課長

東京都、県費負担職員についても同様の扱いとなる。そして、新型コロナウイルス感染症のための一時的なものというのは、委員のお見込みのとおりである。

以上である。

高柳委員

分かった。

教育長

ほか、いかがか。よろしいか。

それでは、お諮りする。

議案第 3 1 号については承認でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第 3 1 号については承認とする。

- (10) 議案第 3 2 号 練馬区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

教育長

次の議案である。議案第 3 2 号 練馬区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則について。

それでは、この議案について説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

簡単に言うと、この義務を履行することによって、休んでも給与の減額はされないということであるか。

教育指導課長

はい。お見込みのとおりである。

教育長

東京都の県費職員も同様であるか。

教育指導課長

同様である。

坂口委員

申告は必ず必要であるか。

教育長

そうである。

ほか、いかがか。何かご意見、ご質問あるか。よろしいか。

それでは、お諮りする。議案第32号については、承認でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第32号については承認とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書  
〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画（素案）の抜本的見直しを  
求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画（素案）の撤回を求める陳  
情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて  
〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実  
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕



(11) 令和3年陳情第1号 学校情報化施策の更なる推進に関する陳情書

教育長

次に、陳情案件である。

継続審議中の陳情11件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は全て継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

継続審査中の協議案件1件については、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(1) 教育長報告

- ① 令和3年予算特別委員会における質問項目について
- ② その他
  - i その他

教育長

次に、教育長報告である。

本日は、1件ご報告をする。

それでは、報告①について願います。

教育総務課長

資料に基づき説明

## 教育長

毎度のことではあるが、多岐にわたる質問があった。  
何か気になる点等あれば、ご意見、ご質問をお寄せいただければと思う。  
いかがか。

## 高柳委員

2点お願いします。まず、1点目は、資料2ページの8 教育課程の編成についてである。(1) 授業時間確保と学習指導要領の趣旨実現の現状について、小学校、中学校ともに授業時数の確保のため、週1時間増やさないといけないということで、いろいろな工夫が各学校でされていると思うけれども、練馬区全体の傾向としてどういう時数確保の工夫をしているのかということ、簡単で結構であるが、学習指導要領の趣旨実現の現状をどう答えられたのか教えていただきたい。それが1点目である。

2点目が資料の12ページの14 あそび場についてということで、(3) あそび場の増設についてという質問項目があるけれども、子供の外遊びであるとか、保護者が子供と一緒に遊ぶ場所がなかなかなくなってきているということで、増設についてはどういうふうに区が考えられているのか、また、どのように答えられたのか教えていただきたい。よろしくお願いします。

## 教育指導課長

まず、ご質問の1点目の教育課程の編成についてであるが、今年度はコロナ禍でどのように授業時間を確保し、学習指導要領にあるアクティブ・ラーニングを展開したのかということについてご質問をいただいた。

まず、授業時間の確保については、長期休業の短縮であるとか、あるいは土曜授業日の拡充などを中心としながら、各学校が様々な工夫して授業時間の確保を行った。その結果、全校が標準授業時間数の確保をできた。

したがって、標準時間数の中でのアクティブ・ラーニングの展開も学習指導要領の趣旨にのっとったものが具現化できているとご答弁させていただいた。

以上である。

## 高柳委員

分かった。ありがとう。

## 青少年課長

あそび場については、私どもで管理しているあそび場は、民間の方からお借りしているあそび場が主になる。そこでは一部の地域管理委員会が、防球ネットを設置するなど、青少年のキャッチボールを認めているあそび場もある。一方、あそび場は公園ほど面積が広くなく、近隣の方から苦情が来ていることからボール遊びができない地域がある。今後、近隣住民の理解を得ながら、ボール遊びができるところを増やしていきたいという回答をさせていただいたところである。

以上である。

高柳委員

民間から借りているあそび場ということで、できること、できないことがあると思うが、現状として民間から借りているあそび場は近くにあるということである。非常に小さい子供も、保護者と一緒に遊んだりすることができ、大変活用しやすいし、平日の放課後や休みの日に時間があるときなど、あそび場の活用はとても大事だと思う。しかし、以前の情報であるが、あそび場が減少傾向にあるというデータを聞いた。今の状況はどうなっているのか。

青少年課長

現在も減少傾向ではある。私どもが借りているのは、民間の空き地のところを一時的に借用する、それから、区が買収した次期公園用地で公園が整備するまで一定的に借りられる公有地のあそび場などがある。現在29か所程度であるが、なかなか増えていかないのが現状である。

以上である。

高柳委員

分かった。ありがとう。

教育長

ほか、いかがか。

坂口委員

5ページの33 外国籍児童生徒の就学支援について、これは多言語での就学支援パンフレットなどについてのご質問があったようであるけれども、区では、例えば韓国語であるとか、中国語であるとかいうものを用意しておられるのか知りたいと思う。

教育施策課長

多言語での就学支援のパンフレットについて、予算特別委員会でご質問いただいたものである。こちらは質問の流れとしては、未就学児の保護者の方に小学校の生活を紹介している「もうすぐ1年生」という名称のパンフレットがあり、今回、来年度の予算措置の中で、それを多言語化したものを作ると予算の内報等が出たことについてのご質問であった。今のところ日本語版しかないところを、来年度については、英語、中国語、韓国語の3か国語で小学校での1日の過ごし方や、学校行事等について記載したパンフレットを作成して、区内の各所で配りたいと考えているところである。

以上である。

坂口委員

ありがとう。予算が増えたということで、とてもよかったと思う。

もう一つ、7ページの10 学童クラブ入会手続き説明動画についてであるが、これ

は、現場では利用をしているのか。

子育て支援課長

新型コロナウイルス感染症対策のため、学童クラブに入会する方たちに対しての説明会の時間短縮を図るという意味あいもあり、区のホームページの中に公式ユーチューブチャンネルを設けて、そこに学童クラブでの1日の過ごし方や、いろいろな災害があった場合にはどうするかなどについて5、6分程度のをいくつか載せており、区民の方、どなたでも見られるような形にしているということについてのご質問と回答であった。

以上である。

坂口委員

ありがとう。

教育長

ほか、いかがか。よろしいか。  
それでは、その他の報告は何かあるか。

事務局

特段ない。

## 5 視察

### (1) 石神井小学校

教育長

それでは、ここで一旦休憩とし、休憩後に石神井小学校の視察に向かう。なお、本日の定例会は視察の終了をもって閉会とさせていただきます。

それでは、休憩とする。